

## 社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団

令和2年度は、事業団の魅力と強みを生かした新たな中長期計画「今後の対応と5年間の取り組み」重点取組テーマについて、プロジェクトを立ち上げての検討や、各種会議で検討を行うなど各項目について平成30年度から引き続き具体的に取り組んだ。

新型コロナウイルス感染症対策については、年度当初より緊急事態宣言の発出などあり、先行きが見通せない状況の中、感染拡大をさせないための感染防止策の徹底を行った結果、利用者、職員の陽性者の発症はあったもののクラスターに繋がることはなかった。今後はコロナ禍での施設運営の在り方を模索し、利用するすべての方が安心して利用できる施設運営と安定経営の両立を目指す。

川崎市の福祉施設再編整備基本計画に対し、老人福祉施設、障害施設の貸し付け民営化による4施設について応募し、指定管理施設の指定管理期間更新の6施設についても応募し全て選定された。新規事業として、平成8年度かられいんぼう川崎で試行的に実施して以降、川崎市とともに取り組んできた地域リハビリテーションの取り組みを広めるために、中部リハビリテーションセンター在宅支援室及び日中活動センターの指定管理者に応募し選定された。前法人からの引継ぎを行い令和3年4月からの運営を開始した。また、中部リハビリテーションセンターの選定を受けて、中部基幹相談支援センター応募準備、応募を行い選定され令和3年10月からの再編、開設にむけて引き続き準備を進めていく。

次年度も安定的な経営と、充実した質の高いサービスの提供を目指し取り組みを進めるよう職員一丸となり取り組んでいく。

### 重点課題への対応

#### 1 中長期計画取組みの推進

##### ①コンプライアンスの強化

事業推進担当参事・主幹による定期的な事業点検と各種コンプライアンスの徹底について、施設訪問、各部会の活用等により運営基準、人員配置基準、加算の算定要件等について必要な指導・確認を年間通じ行った。更に、法令や基準等を確認・徹底する仕組みを強化する必要があり、その取り組みを次年度検討する。内部通報について、窓口を開設し6月より運用を開始した。

##### ②利用者の権利擁護の推進

虐待防止に関しては、令和元年度に作成した法人のガイドラインの内容に沿って各施設で取り組みを進め、その進捗のチェックを行った。

多摩川の里において利用者への身体的虐待の案件が発生し10月から改善に向けての取り組みを行っている。その改善の取り組みの過程において、高齢各施設虐待防止の取り組み方に違いがあることがわかり、職員の質を確保のために係長級職員が中心となって同じ方針のもとに取り組みを行った。

##### ③人材確保・定着・育成

###### (ア) キャリアパス制度導入に関する取り組み

キャリアパス制度の策定に関する取り組み事項を整理した。キャリアパスのイメージを具体化させる上でのラフプランを作成し、コンサルティング事業者を選定するための準備を進めた。

（イ）職員の確保

職員採用活動については、これまでの取組みに加え、特に採用が厳しい支援員の採用要件を緩和して無資格者の採用について令和3年度採用試験より導入を進めた。それに伴い、支援員としての知識・技術の修得を目的として資格取得支援の体制を整えた。また、新たなSNSやホームページを活用した情報発信の検討を進め、広報に取り組んだ。更に各分野から代表の担当者を選出し、法人の魅力発信方法について現場の意見を取り入れたSNS（インスタ）の活用の準備と採用パンフレット刷新を行った。

Webでの環境を整えオンライン説明会、相談会に6回参加した。施設見学会の開催が難しい状況となったが施設長会動画を作成し事務局での就職案内や外部説明会時に活用した。

技能実習生については、実習指導員の手厚いサポート体制のなか、技能実習評価試験に合格し技能実習2号へと変更することができ、2年間の在留資格を得ることができた。また、夜勤も含めた不規則勤務の就業が可能となった。令和2年度の新規技能実習生の受け入れについては、新型コロナウイルス感染防止対策のため渡航ができず受け入れを断念した。

④ 障害者相談支援体制の見直しへの対応に従事者の養成

市から示された令和3年度に向けた障害者相談支援体制の見直しについて、市に確認しながら法人としての対応の検討を行い、基幹相談支援センター再編については中部基幹相談支援センターへの応募に向けて準備を進め、運営法人に選定された。また、相談支援の次世代従事者養成のため、相談支援専門員育成・実践研修を令和元度に引き続き実施した。

相談支援専門員のフォローについては、法人相談支援センター連絡会を実施し体制を整えるよう検討したが、新型コロナウイルス感染対策にて開催を見送った。

⑤ 第4期指定管理応募への準備

「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画」で指定管理を継続すると示された柿生学園、ふじみ園、南部身体障害者福祉会館、多摩川の里身体障害者福祉会館の第4期指定管理に応募し選定された。また、北部リハビリテーションセンターについて、指定期間中であつたが共同事業体の社会福祉法人化に伴い再募集があり、急遽応募し選定された。応募については、各施設と法人事務局で密に連携し書式の統一化、記載内容の調整などを行いこれまでの実績とともに今後の取り組みについて適切に評価されるよう準備を進めた。

⑥ 施設経営の安定化

経費の削減による支出の抑制と稼働率向上による収入増について、令和2年度は具体化し各施設の運営に反映させることを目的に実施する予定であつたが、新型コロナウイルス感染症対策において、事業の縮小など利用率低下の影響があり、例年のような状況下での取り組みはできなかった。しかしながら、ひらまの里の給食業務にクックチル方式の導入や、総合管理業務、清掃業務委託費の見直しの検討を行い経費削減への取り組みを実施した。収入については、新型コロナウイルスに関する給付金や補助金など利用率低下に対する対応も実施したが、収入の落ち込みは避けられなかった。

## ⑦ 災害対策

今年度は、新型コロナウイルス感染防止対策を最優先課題として取り組んだ。特に入所施設における新型コロナウイルス陽性者発生時のBCPについて震災時にも応用できるよう作成したことや、入所施設での職員確保が難しくなった場合の法人対応の考え方を整理し全職員に周知した。「二次避難所運営に関わる消耗品・備品等の調達について」にれいんぼう川崎と片平長寿の里が応募し、福祉施設初動訓練及び二次避難所開設訓練をれいんぼう川崎で実施した。片平長寿の里は新型コロナウイルス感染症の影響により訓練を見送った。また、川崎市として2次避難所の考え方を変更し北部リハビリテーションセンター及び中部リハビリテーションセンターを2次避難所として公表する意向が示され、その対応についても協議を行った。

非常用自家発電機の確保については、施設の老朽化の影響もあり、今後の大規模修繕補助金などの活用やその他の補助金等の動向を確認のうえ導入していくことについて検討した。

## ⑧ 産業保健スタッフの導入

職員のメンタルヘルスケアの一環として、産業医の補佐、職員の健康増進に関する相談・助言・支援を行うため、産業保健スタッフとして保健師の採用を行った。産業医と常に連携し施設巡回やストレス結果チェックなどを実施し、必要な職員については面談を実施した。また新規採用職員を中心に施設巡回時に面談を行い、働き始めた職員への支援を実施することで施設内では話にくいことや、職員の状況確認を第三者的な介入として行うことができ、場合によって施設長と情報共有しながら職員の定着に大きく寄与することができた。

## ⑨ 建築設計アドバイザーの導入

建築・設計の専門家として1級建築士を契約職員として採用した。法人保有施設の大規模修繕や長寿命化について、各施設を巡回点検し、専門的な立場からの助言を受けられる体制を整えた。各施設の老朽化が進む中で、必要な工事を専門的に見極めることができること、業者任せにならない具体的な最善の改修方法の提案など、法人や施設長で判断することが難しい場面において適切な助言があることは、施設長や職員の安心感の向上に寄与することができている。

## 2 高齢者・障害児者福祉施設再編整備第1次実施計画への対応

川崎市の「高齢者・障害児者福祉施設再編整備第1次実施計画」に基づき、公募された対象施設の中で計画に従い申請準備を進めて応募した結果、全ての事業所について選定されることとなった。長沢壮寿の里においては、当初の予定よりだいぶ遅れての次期運営法人との引継ぎ開始となったが、利用者及びご家族向けそして職員向けに説明会を開催し当初の公募内容と異なる結果となったにも関わらず大きなトラブルなく利用者の移転を完了することができた。また、こでまり六郷については、7月に入居建物の耐震上の問題が発覚したため10月末で事業を廃止することとし、9月末までの入居者全員の転居を円滑に完了させた。

## 3 新規事業への取組み（平田）

さくらの木保育園建て替え計画については、一度目の入札が不調となったものの、仕様や予算の見直しにより再入札した結果、施工業者を選定することが出来た。さくらの木保育園と事務局担当で設計・施工業者、建設に係るコンサルテーション契約をしている川崎市まちづくり公社と打ち合わせを重ねて、安全管理を徹底させる中で令和3年7月から新園舎利用開始に向けて順調に工事を進めている。

新たに指定管理者に応募し選定された中部リハビリテーションセンター日中活動センターと在宅支援室については、障害計画課を交えて前事業者との引継ぎを計画的に進め、利用者説明会等での丁寧な対応に取り組むなど、4月からの運営開始を目指した。

川崎市の障害者相談支援センター見直し計画、川崎区・幸区の子ども発達・相談センター設置計画については、現基幹相談支援センター、南部地域療育センターとの調整を進めた結果、両事業ともに応募・受託する方向で令和3年度10月からの事業開始にむけた準備を開始した。